

第2回 近江八幡市多文化共生推進懇話会 次第

日 時 令和8年3月17日(火)

14:00～15:30

場 所 近江八幡市役所2階 会議室 D

1 開会

2 あいさつ

3 協議

(1)第 1 回ワークショップの報告について

(2)近江八幡市多文化共生推進指針の理念について

4 その他

5 閉会

資料1 第1回ワークショップの報告について

資料2 理念案について

資料3 庁内アンケート集計結果

参考資料 第1回懇話会議事録

第1回ワークショップの報告

<日 時> 令和8年2月7日(土) 13:30~15:00

<場 所> 金田コミュニティセンター 2階大会議室

<参加者数> 22名(事務局含む)

<内 容>

アイスブレイク

近江八幡市の外国人住民についてのクイズ

近江八幡市多文化共生推進指針の穴埋めワークショップ

これからの指針について意見交換

<意 見 等(抜粋)>

・策定の見直しに際し、わずかな人であれワークショップを通して意見を求めたことはよい試みである

・外国人住民への情報提供をどのように行うかは考えていかなければいけない

・見直しの頻度を考慮する(3~5年)、住民数は増えていく→影響も大きくなる

・2012年の指針は具体性が少ない。

・現状把握をしっかりしてほしい

・近江八幡市は市の窓口がわかりにくい、発信が下手

・いろいろな言語が書かれているよりは、住んでいる人に合わせた言語の案内を市で用意してほしい。(ゴミ捨てなど)

・行政窓口の対応はポケットークでカバーできているのか?

・日本人でも自治会に入ってもらうのは難しい時代で、外国人住民に入ってもらうには・・・?(自治会に関する多言語の説明文がない)

・ITを活用した多言語化、紙ベースも必要

・祭り、イベント、文化の紹介を多言語化しては?

・双方の理解、相互理解が大切

・機械翻訳にかけやすい「やさしい日本語」での情報提供に努める必要がある

・同じまちに外国人住民が住んでいてもかかわる機会や交流の機会がない

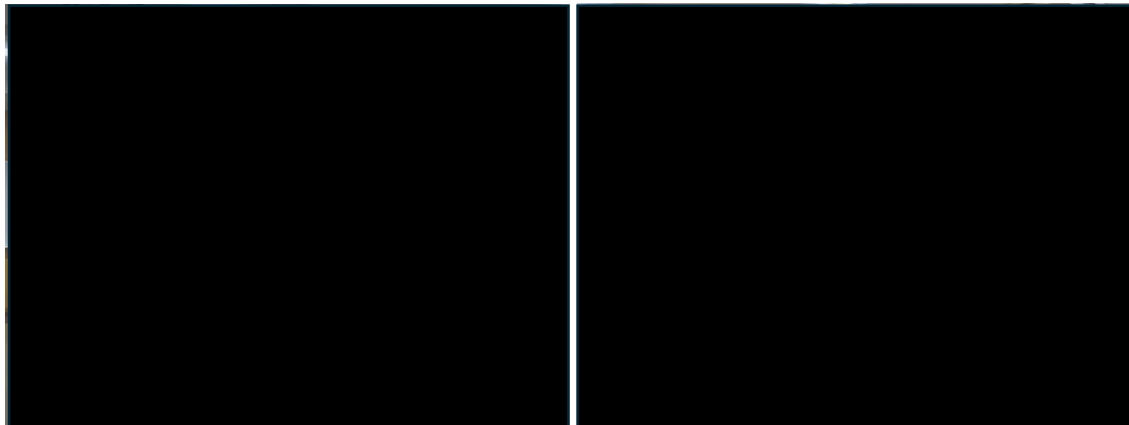
・各学区でも定期的に講座を行うなど啓発が必要

・市ホームページの自動翻訳に人口が多いベトナム語の選択が無い。

やさしい日本語のページを作してほしい。

→2月10日にベトナム語・インドネシア語のボタンを増やしました。

当日の様子



近江八幡市多文化共生推進指針 概要（案）

①指針の改定について

1.経緯

- ・平成24年（2012年）3月に近江八幡市多文化共生推進指針が策定。
- ・指針に基づく計画（施策）については、平成25年度の策定に向けて検討されたものの策定には至らなかった。
- ・令和6年に滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）が策定された
- ・本市においても外国人住民の増加とそれに伴う課題により、多文化共生についての指針の見直しの声が高まる。
- ・前回策定から、約14年が経つことから社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など実情に応じた指針を策定する。

2.位置づけ

「近江八幡市第1次総合計画」、「滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改定版）」の内容をふまえ、本市における「多文化共生」の社会づくりの推進の方向性を示す指針

3.対象者

すべての市民

4.計画期間

令和9年（2028年）度～令和13年（2032年）度の5年間

②改定の背景

〇市の現況

近江八幡市人口

令和7年末時点で81,778名。総人口は微減だが日本人人口は減少傾向にある。

外国人人口

令和7年末時点で、2,400名・1,760世帯。全人口に占める割合が約2.9%。

指針策定当時（平成23年12月末）の1,158名・776世帯と比べ大幅に増加している。

国籍等

外国人住民のうち、約4割がベトナム、次いでブラジル、フィリピン。

国籍は40カ国。策定当時より微増。

在留資格

技術・人文知識・国際業務が最も多く、家族滞在も増加。

教育

外国人の児童、生徒の数は増加傾向にある。

日本語指導が必要な子供の国籍が多様化している。

相談

外国人相談窓口では、相談内容の複雑化や長期化の傾向がみられる。

③関連する計画等

近江八幡市第1次総合計画

目標2.一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります。

施策①人権の尊重―取組方針③多文化共生の推進

様々な文化や生活習慣をもつ市民同士がお互いに理解・協力し、地域の一員として、不便なく暮らせ、まちづくりの取組等にも積極的に参画できるよう、行政サービスの提供に配慮したり、市民交流の機会づくりに取り組みます。

主な取組：多文化共生の推進（意識啓発、推進体制整備、「やさしい日本語」の活用推進）、等

人権擁護に関する施策の基本計画

（3）外国人の人権

①行政サービスの充実 ②多文化共生教育の推進 ③社会参加の促進 ④多文化共生意識の形成

今までの取組

第1回懇話会

開催日：令和7年12月16日（火）14：00～15：30
場所：近江八幡市役所南別館2階 教育委員会会議室

内容

- （1）近江八幡市の現状について
- （2）近江八幡市多文化共生推進指針について
- （3）今後のスケジュールについて

第1回ワークショップ

開催日：令和8年2月7日（土）13：30～15：00
場所：金田コミュニティセンター
参加者：22名

内容

アイスブレイク
近江八幡市の外国人住民についてのクイズ
近江八幡市多文化共生推進指針の穴埋めワークショップ
これからの指針について意見交換

第1回懇話会・WS①の主な意見

- ・現指針は文字が多く市民が読んで理解するのは難しい。**誰もが読めるよう平易な表記**にするべき。
- ・まちに安心して住み続けたい、暮らしたい、外国人住民とも一緒に活動していきたいという思いを伝えていきたい。
- ・**指針の存在が知られていないこと**が大きな問題。願いやメッセージをどう伝えるかを考える必要がある。
- ・行政の多文化共生に関する**取組の現状把握**ができていない。
- ・外国人住民に対する**情報提供**が十分ではない。
- ・ニーズの高い言語（現在はベトナム語）にも十分対応できていない。
- ・**地域と外国人住民がかかわる機会**がない。
- ・外国人住民の意見を市政に反映できるような仕組みがあるといい。
- ・見直しの頻度を考慮する必要がある。
- ・2012年の指針は具体性が少ない。

行政の取組について

行政としての取組

- ・市HPの自動翻訳（google）
- ・近江八幡市外国人相談窓口の設置
- ・ポケトークの配置（4台）
- ・翻訳アプリの利用（公用スマホ）
- ・広報外国語版（英・ポ）の作成、配布、HP掲載
- ・多文化共生推進事業業務委託
→行政文書の翻訳、窓口での通訳、外国人住民からの相談や外国人住民に関する相談の対応など
- ・（公財）近江八幡市国際協会との連携
→わいわいフェスタの開催、多文化共生に関する講座、日本語交流教室の支援など
- ・各学区まちづくり協議会において、住みよいまちづくり推進講座を実施している中で、テーマの一つに外国人の人権を設定している。

外国人住民に対する情報提供に関するアンケート

令和7年度に作成または過年度から継続して利用している資料についてアンケートを実施しました。

- ・回答があった部署 15
市民生活・産業支援室
人権・市民生活課
市民課
環境政策課
生活環境課
税務課
収納課
福祉政策課
子育て政策課
保険年金課
健康推進課
学校教育課
図書館
総合医療センター 医事課
総合医療センター 患者総合支援課

- ・回答内容
別紙のとおり

近江八幡市多文化共生推進指針 理念（案）

<基本目標>

多文化共生の推進

全ての住民が、国籍、宗教、言語等の違いによらず、対等な地域社会の構成員、すなわち住民として共にまちづくりに参画でき、人権が尊重され、共に生きられる「多文化共生」の社会づくりを進めていきます。

基本理念

①「住民」としての権利の保障

地方自治法第10条2項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定めています。外国人住民も本市の「住民」として、基本的には日本人住民と同等の行政サービスを受ける権利と義務を有するものと考えます。

②人権の尊重

国連が採択している国際人権関連諸条約の規定や精神に則り、国際人権基準に照らして、外国人住民の人権が正当に保障されるよう、外国人住民に関わる施策等を推進します。

③主体性の尊重

外国人住民は、ともすると言葉の壁や生活の困難さなどから、「支援する対象」としてのみとらえられがちですが、他の住民同様に地域社会を共に構成する主体です。外国人も地域住民としての主体性を発揮してこそ、豊かな地域社会をつくりあげていくことができます。そのために、外国人住民の自立に向けた支援を行っていくことが必要です。外国人住民の主体性を尊重するという観点から、多文化共生を推進します。

理念（案）（目指す姿）

①市民としての公平な機会の保障

日本人住民と外国人住民が同等の行政サービスを受けられるように、わかりやすい情報提供や環境整備を推進します。

②多文化共生の地域づくりの推進

多様な文化的背景を持つ住民が、ともに地域社会の一員として安心して生活できるよう、多文化共生に関する啓発を推進します。

③地域におけるコミュニケーションの充実

日本人住民と外国人住民がともに地域社会を構成する主体として、活躍できるよう交流促進の場づくりを推進します。

変更理由

- ・懇話会やワークショップの意見を基に地域で共に暮らす住民として共生していくためにどのような姿を目指すべきかという観点で再構成しました。
- ・行政だけではなく、市民や事業者など多様な主体が多文化共生を推進していくための指針とするため、外国人住民も地域社会を共に構成する主体であるという内容を加えました。

近江八幡市多文化共生推進指針 理念（案）

推進すべき施策の方向性

Ⅲ-3-(1) 円滑かつ適切な行政サービスの提供

日本語の理解や日本の生活慣習についての知識が不十分な外国人住民が円滑かつ適切に行政サービスが受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。

Ⅲ-3-(2) 地域住民としての主体性の発揮

外国人住民が地域住民としての主体性を発揮するための自立に向けた支援に努めます。

Ⅲ-3-(3) 多文化共生教育の推進

すべての就学義務年齢の子どもの就学を保障するとともに、日本人住民と外国人住民がお互いに国籍に関係なく認め合い、尊重しあえる多文化共生教育の推進に努めます。

Ⅲ-3-(4) 多文化共生の地域づくりのための意識啓発

市民、行政、事業者それぞれに多文化共生の意識啓発を進め、多文化共生の地域づくりを促進します。

Ⅲ-3-(5) 施策の推進体制の整備

多文化共生に関わる施策を総合的に推進するために、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。



推進すべき施策の方向性（案）

1.円滑かつ適切な行政サービスの提供（理念①）

必要な情報が必要な人に届くよう情報の多言語化、やさしい日本語の普及、活用を進めます。

2.施策の推進体制の整備（理念①）

多文化共生に係る施策を総合的に推進するために市役所内の連携体制の充実や市民、関係機関・団体等との連携、外国人住民の声を聴く仕組みづくりを推進します。

3.多文化共生教育の推進（理念②）

すべての就学義務年齢の子どもの就学を保障するとともに、日本人住民と外国人住民がお互いに国籍に関係なく認め合い、尊重しあえる多文化共生教育の推進に努めます。

4.多文化共生の地域づくりのための意識啓発（理念②）

市民や行政など各主体それぞれに多文化共生の意識啓発を進め、相互理解を推進します。

5.地域住民としての主体性の発揮（理念③）

外国人住民が地域住民として主体的に活躍できるよう、地域での交流の場づくりを推進していきます。

変更理由

・現指針では、理念と推進すべき施策の方向性がどのように関係しているのかという記載がないことから、指針のどの項目と関係しているのかを明確にしました。

	担当所属名	多言語化した資料等がある	具体的な内容	やさしい日本語で作成・併記した資料がある	具体的な内容
1	人権・市民生活課	ある	消費者啓発パンフレット「みんなのあんしん消費生活」 ・デジタルブック対応で、5つの言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）で読み、聞くことができます。 （既存のパンフレットに「近江八幡市消費生活センター」の名入れをしています）	ある	市ホームページ「市犯罪等警戒警報等に関する協定」及び「市高齢者支援活動に関する協定」について ・協定説明文に、やさしい日本語版を併記しています。
2	子育て政策課	ある	放課後児童クラブ入所案内 ポルトガル語 英語	ある	放課後児童クラブ入所案内
3	市民課	ある	（ポルトガル語、英語） ・住民票等交付申請書 ・住民異動届書（現在は聞き取りによる書かない窓口を主に使用） ・転出届（郵送） ・住民基本台帳届出期間経過通知書 ・委任状 ・住所の異動（転入・転出）をされる方へ	ある	・住所の異動（転入・転出）をされる方へ（案内文） 転出時に渡す、市役所内で必要な手続きや転入先で必要な手続き等の案内。
4	環境政策課	ある	ポイ捨て禁止の啓発看板 英語 中国語 ポルトガル語 ベトナム語	ない	0
5	生活環境課	ある	・ベトナム語対応ごみの出し方・分け方（一部地域に限る） ・ごみ出し啓発チラシ（韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語） ・ごみ分別アプリ（中国語、ポルトガル語、英語、ベトナム語）	ある	・ごみ分別アプリ（中国語、ポルトガル語、英語、ベトナム語）
6	税務課	ある	申告相談窓口において、国税庁が作成した非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方への説明資料を準備している（スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、英語、中国語、日本語）	ない	0
7	福祉政策課	ある	生活保護法の説明資料（英語） ※厚生労働省HPより 中国残留邦人等支援法の説明資料（中国語、ロシア語） ※厚生労働省HPより	ない	0
8	市民生活・産業支援室	ある	全市民に配布する家計応援商品券配布事業（たすカルチケット）に関する送付状 言語：英語・ポルトガル語	ある	全市民に配布する家計応援商品券配布事業（たすカルチケット）に関する送付状
9	総務部 収納課	ある	・各種証明取得における申請書（ポルトガル語、英語） ・市税分割納付における注意事項説明書（ポルトガル語、英語）	ある	同上
10	保険年金課	ある	国保：常設している日本語版の国保のしおりに、多言語化した国保のしおりが掲載されているサイトへアクセスできる二次元コードを記載しています。内容は国保の制度全般についてです。（対応言語：英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語） 年金：日本年金機構のホームページからダウンロードした資料を印刷したものを常設しています。内容は国民年金制度の仕組みや免除申請等の案内、脱退一時金の請求書などです。（対応言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語等）	ない	0

	担当所属名	多言語化した資料等がある	具体的な内容	やさしい日本語で作成・併記した資料がある	具体的な内容
11	健康推進課	ある	乳幼児健診アンケート(問診票)…英語、ポルトガル語版を作成	ある	・乳幼児健診アンケート(問診票)…平易な日本語かつ漢字・カタカナに振り仮名をつけている。 ・乳幼児健診案内通知…保護者が外国出身であることを把握している場合、平易な日本語かつ漢字・カタカナに振り仮名をつけた案内を郵送。
12	学校教育課	ある	・就学援助費申請書類一式(ベトナム語、ポルトガル語、中国語、英語) ・不正アクセスによるグーグルアカウントのパスワードの書き換え事案について(ベトナム語、ポルトガル語、中国語、英語) ・国スボ障スポに関する体験の日についての案内と申請書(ベトナム語、ポルトガル語、中国語、英語) ・就学案内(ベトナム語、ポルトガル語、中国語、英語、タガログ語、ネパール語) ・入学通知書添付文書(ベトナム語、ポルトガル語、中国語、英語、タガログ語)	ない	0
13	図書館	ある	【資料内容】ブックスタート事業の活動内容を紹介したパンフレット 【対応言語】英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語 ※全てNPOブックスタートから購入して提供しているもの	ない	0
14	総合医療センター 医事課	ある	内科問診票(英語、ポルトガル語、スペイン語、ハングル、中国語、タガログ語) 外科問診票(ポルトガル語) 小児科問診票(英語、ポルトガル語、タイ語、アラビア語、カンボジア語、ロシア語、ラオス語、フランス語、ベトナム語、スペイン語、中国語、タガログ語、ドイツ語、ハングル、クロアチア語、インドネシア語、ベルシャ語)	ない	0
15	総合医療センター 患者総合支援課	ない	0	ある	・入院の案内用紙 ・入院される妊婦さんへ、経産分娩に関する説明用紙